

令和 8 年度介護支援専門員資質向上研修事業業務委託

三重県医療保健部長寿介護課

No.	質問	回答
1	仕様書 第 6 条（４）「ただし、受講予定数に対して受講希望者数の大幅な増減があった場合は、甲乙協議のうえ、委託料の見直しを行うものとする。」について ①大幅な増減とは、どの程度の人数若しくは割合を想定されているか。 ②令和 9 年度に予定されている法定研修の在り方の見直しに伴い、受講希望者数の減が懸念される。受講者数が減ったとしても、準備に必要な作業量や費用に大きな差はないが、このことは考慮されるのか。	①受講希望者数の大幅な増減によって、研修のコース数（クラス数）に増減が生じる場合は、委託料の見直しを行う場合に該当するものと考えられる。 ②研修実施費用は、受講希望者数の増減によって生じる費用だけではなく、研修実施体制を確保するための準備等の固定的な費用が生じることは理解できることから、そうした点を考慮した上で委託料の見直しを行うものと考えている。